運営委 57－2

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

2026 年度　エコマーク事業進捗状況について（報告）

2026 年 10 月 1 日

［目次］

1. エコマーク事業の現状 1
1.1 エコマーク商品の認定状況 1
2. 認定基準の策定 3
2.1 新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し 3
2.2 商品類型（認定基準）の制定・改定 4
3. 広報・宣伝活動 6
3.1 事業者への情報提供の強化 6
3.2 消費者への情報提供の強化 8
3.3 ステークホルダーとのコミュニケーション強化 10
4. 信頼性の堅持 12
4.1 サーベイランス（再評価） 12
4.2 その他の信頼性確保の方策 12
5. 環境ラベリングに係る国際協力 14
5.1 海外環境ラベル機関とエコマークの相互認証の推進 14
5.2 国際的な動向への対応 15
5.3 国際機関などとの協働 15
6. エコマーク事業に係る委員会活動 18

2026 年 10 月

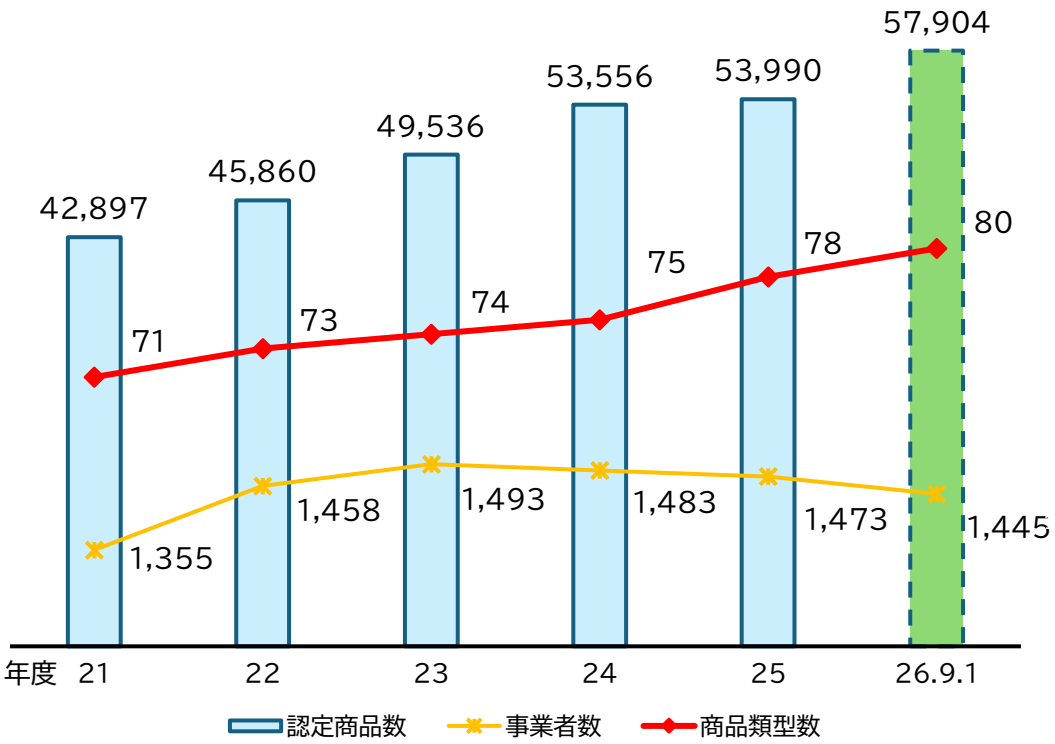
2026 年度　エコマーク事業進捗状況について（報告）

1. エコマーク事業の現状

1.1 エコマーク商品の認定状況

1）認定商品数等の推移（2026 年 9 月 1 日現在）

認定商品数等の推移は図 1.のとおりである。



注）2026 年 9 月より、暦年・ライセンス数による表記から、年度・認定商品数による表記に変更。エコマーク制度開始当初からの推移は、エコマークウェブサイトの「沿革」で見ることができる。
https://www.ecomark.jp/about/history/

図 1. エコマーク認定商品数・事業者数および商品類型数の推移

2）申込商品の認定審査

前期の新規申込・追加変更の件数と審査の状況は表 1 のとおりである。新規申込数は前年同期と比較して 75%程度で推移している。これは、中東情勢などの社会情勢が大きく影響しているものと考えられる。申込が多い商品類型は、No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1」が 54 件、電子機器（No.132、133、142、145、155、166）が 39 件、繊維製品（No.103～105）が 11 件などの順となっており、前年と同傾向が続いている。

昨今注目されている資源循環に深く関連する、プラスチック関連商品の申請が多くを占めている。また、本年度前期に制定した No.169「モバイルバッテリーVersion1」で 2 件が認定された。

なお、電子申請システムの利用状況としては、新規申込で 132 件（当期の総申込数の 95%（[参考]前年度：79%））、追加変更の申込で 285 件（当期の総申込数の 74%（[参考]前年度：60%））、相互認証の申込は 28 件、再評価は 6 件となっている。

また、電子申請システムについては、セキュリティ対策の一環として 2026 年 7 月にログイン時の多要素認証を導入し、より安心して利用できるように改善を行った。

表 1.2026 年度前期の申込件数と認定審査の状況

	新規申込数		追加・変更申込数	
	当期（26 年 3～8 月）	[参考] 前年同期（25 年 3～8 月）	当期（26 年 4～8 月）	[参考] 前年同期（25 年 4～8 月）
申込数	139（23 件/月） うち、新会社 12 社	186（31 件/月） うち、新会社 23 社	386（77 件/月）	342（68 件/月）
認定 （追加変更の場合は、「認定」または「承認」）	118（20 件/月） うち、新会社 11 社	160（27 件/月） うち、新会社 21 社	359（72 件/月）	322（64 件/月）
不認定	0	0	0	0
取下、却下等	0	0	5	1
審査中	21	26	22	19

注）新規申込は 3 月申込分が 4 月審査となるため、3 月分からを本年度実績としてカウントしている。
また、追加・変更申込数には、相互認証、定期報告等の数は含めずに計上している。
*前年同期は、第 55 回運営委員会（2025 年 9 月 30 日）の数値を引用。

2. 認定基準の策定

2.1 新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し

1)新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し

2026 年度の新規商品類型の策定、既存商品類型の見直し状況は、表 2 のとおりである。前期には、商品類型 No.169「モバイルバッテリーVersion1.0」および No.170「温水器 Version1.0」の認定基準の制定、ならびに No.139「建築製品(設備)Version1.7」における分類追加(B-3. 水道用直結加圧形ポンプユニット)を行った。

本年度も引き続き、プラスチック資源循環の拡大に資する商品類型化に重点的に取り組んでいる。具体的には、「ケミカルリサイクル由来の基礎化学品および誘導品」の認定基準の策定や、ケミカルリサイクル由来の材料使用を最終製品の商品類型に導入するための取扱方針の検討を進めている。

こうした再生・バイオマスプラスチックやケミカルリサイクルによる廃プラスチック等の循環は、プラスチック原料の製造過程で新規投入される化石資源(ナフサ等)の削減や、ライフサイクル全体の CO_2 排出量削減につながると期待されている。さらに、ケミカルリサイクル技術等の活用により高度な資源循環の促進が期待できる LED 照明器具、潤滑油、繊維製品、自動車用タイヤ等の基準策定も進めていく。

表 2. 2026 年度の商品類型認定基準の策定状況

	基準策定委員会	主な適用範囲(対象)	検討状況	公開・制定など
1	モバイルバッテリー[新規]	モバイルバッテリー	―	2026 年 4 月 16 日制定
2	温水器[新規]	ガス温水機器、石油温水機器等	―	2026 年 4 月 16 日制定
3	水道用直結加圧形ポンプユニット[No.139 の適用範囲の拡大]	建築物への給水装置(増圧直結給水方式)	−	2026 年 6 月 22 日制定
4	バイオマス割当プラスチックの対象類型の拡大	マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用した製品(103～105、128 等)	−	2026 年 4 月 1 日に 13 商品類型で改定実施
5	ケミカルリサイクル＜第 2 期＞[新規]	ケミカルリサイクル由来の基礎化学品および誘導品 および最終製品の取扱方針	基準策定委員会で認定基準案を検討後、年内に基準審議委員会で精査・検証予定	2026 年度中に制定予定
6	LED 照明器具[新規]	LED 照明器具	2026 年後期に基準策定委員会を設置し、検討開始予定	2027 年度制定予定
7	潤滑油[適用範囲の拡大]	潤滑油について、No.110「生分解性潤滑油」以外の観点を検討(再生基油、バイオマス基油等)	2026 年後期に基準策定委員会を設置し、検討開始予定	2027 年度制定予定
8	繊維製品[新規または適用範囲の拡大]	一般衣料向けの繊維製品	2026 年後期に基準策定委員会を設置し、検討開始予定	2027 年度制定予定

	基準策定委員会	主な適用範囲(対象)	検討状況	公開・制定など
9	自動車用タイヤ[新規]	自動車用タイヤ	2026 年後期に基準策定委員会を設置し、検討開始予定	未定
10	土木製品＜第 2 期＞[適用範囲の拡大]	土木関連製品	2026 年後期に基準策定委員会を設置し、検討開始予定	2027 年度制定予定

2)プラスチック資源循環に係る認証の展開

政府の「成長志向型の資源自立経済戦略」における再生材の利用拡大に向け、その信頼性をいかに担保するかが重要な課題となっている。また、「プラスチック資源循環戦略」に基づくサーキュラーエコノミーの推進や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、ケミカルリサイクル由来またはバイオマス由来への移行が進む過渡期においては、リサイクル割当・バイオマス割当プラスチックの活用が有効とされる。これに伴い、トレーサビリティの管理手法である「マスバランス方式」の検証体制について、「ケミカルリサイクル」基準策定委員会等で課題や市場ニーズの洗い出しを行いつつ、制度設計に向けた調査・検討を進めている。

2.2 商品類型(認定基準)の制定・改定

前期に制定・改定した商品類型は、表 3 のとおりである。

表 3.認定基準の制定・改定状況(2026 年 9 月 1 日現在)

区分	対象商品類型	制/改定日
制定	・ No.169「モバイルバッテリーVersion1.0」	2026/4/16
	・ No.170「温水器 Version1.0」	
	・ No.139「建築製品(設備)Version1.7」(適用範囲の拡大) 分類 B-3. 水道用直結加圧形ポンプユニット	2026/6/22
部分的な改定	マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てた合成繊維、およびプラスチックの導入に関わる部分的な改定 ・ No.101、103～105、112、119、128、130、131、143、159、166、167	2026/4/1
	グリーン購入法の基本方針改定に伴う部分改定 ・ No.103「衣服 Version3.9」、104「家庭用繊維製品 Version3.9」、105「靴・履物 Version1.11」	
	グリーン購入法の基本方針改定に伴う部分改定 ・ No.110「生分解性潤滑油 Version2.7」	
	グリーン購入法の基本方針改定に伴う部分改定 ・ No.112「文具・事務用品 Version2.11」	
	JIS 等の改定に係る部分改定 ・ No.124「ガラス製品 Version2.5」	
	JIS 等の改定に係る部分改定 ・ No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.9」	
	グリーン購入法の基本方針改定に伴う部分改定 ・ No.152「テレビ Version1.5」	

区分	対象商品類型	制/改定日
	グリーン購入法の基本方針改定に伴う部分改定 ・ No.154「太陽熱利用システム Version1.4」	
	電池に関する基準項目を設定したエコマーク認定基準の部分改定 ・ No.119、145、149、152、156、157、159、161、163、508 分類 A	
	再生インクカートリッジの印刷処理能力試験の変更 ・ No.101「インクカートリッジ Version2.4」	2026/8/1
	有機フッ素化合物に関する基準項目の部分改定 ・ No.101、103～105、128、130、143、164、167	2026/9/1

3. 広報・宣伝活動

3.1 事業者への情報提供の強化

1)サービス分野の認知度向上のためのプロモーション

2024 年 9 月に、エコマークのホテル・旅館の認証が Travalyst の基準に適合すると認められ、「信頼性の高い宿泊施設のサステナビリティ認証制度のリスト」に掲載された。このリストを参照している Google のホテル検索ならびに、大手オンライン旅行予約サイトの Booking.com および Expedia には、「エコ認定」や「サステナビリティ認証」としてエコマークが表示されている。本年度前期は、宿泊施設に対しエコマーク認定取得のメリットを訴求する新コンテンツを、エコマークのサービス専用のウェブサイトに公開した。

また、認定取得ホテルである京王プラザホテル様(エコマークアワード 2025 最優秀賞受賞)をスピーカーに招き、環境配慮の取組事例と、国内外の旅行者に選ばれるためのエコマーク認定の活用を伝えるセミナーを開催した。

○「ホテル・旅館のサステナビリティ」
日程:2026 年 9 月 9 日(水)
内容:
・多角的な環境への取り組みと「エコマーク」の活用
(株式会社京王プラザホテル 経営企画部 SDGs 推進 課長 杉浦 陽子 氏)
・エコマーク「ホテル・旅館」認証、Booking.com などの旅行サイトでの表示拡大
(エコマーク事務局)

2)事業者の認知・取得促進のためのセミナー・業界フェアへの出展

①セミナーの開催

本年度は、従来の単発的な企画・集客運用から脱却し、30 分のミニセミナー×全 10 回で構成されるシリーズとして一体的に展開した。これにより、大規模企画として対外的な発信力を発揮すると同時に、受講者の多様なニーズに応じた選択的受講を可能とした。さらに、特定テーマへの参加を契機として、他回プログラムへの関心を喚起する相互誘導効果を創出し、受講者数拡大と顧客エンゲージメントの向上を図った。

【連続企画】30 分でまるわかり!エコマーク実務セミナー
第 1 回 7 月 8 日(水)(参加者:78 名)
「新実務担当者向け エコマークの概要と更新等手続きのポイント解説!」
第 2 回 7 月 17 日(金)(参加者:61 名)
「世界の環境トレンドから読み解く、エコマーク最新動向 2026」
第 3 回 8 月 5 日(水)(参加者:52 名)
「グリーン購入法とエコマーク、簡単解説!~適合の宣言へのエコマークの活用~」
第 4 回 8 月 20 日(木)(参加者:64 名)
「初めてのエコマーク認定取得、簡単解説!~申込手続きまるわかりセミナー~」
第 5 回 9 月 4 日(金)(参加者:58 名)
「環境表示ガイドラインの改訂と、エコマーク取得の強み」

第 6 回 9 月 18 日(金)(参加者:44 名)
「実務担当者向け エコマークの活用方法を簡単解説！～エコマーク取得のメリットとロゴの表示方法～」
第 7 回以降は後期に実施する。

②業界フェアへの出展

本年度前期は、清掃サービス／資材に係る業界フェアであるビルメンテナンス TOKYO2026(7 月 2 日(木)・3 日(金)、東京都立産業貿易センター浜松町館)に出展した。

今後は、プラスチック資源循環および清掃サービス／資材に係る業界フェアである TOKYO PACK(10 月 14 日(水)～16 日(金)、東京ビッグサイト)、ビルメンヒューマンフェア＆クリーン EXPO(11 月 18 日(水)～20 日(金)、東京ビッグサイト)、グリーンマテリアル展(12 月 16 日(水)～18 日(金)、東京ビッグサイト)への出展を予定しており、その準備を進めた。

3)認証サービスの品質向上

昨年 4 月より、新規申請事業者を対象として、認証サービスに対する満足度や認証要員の公正な対応等を設問とし顧客満足度調査をスタートさせた。今後はこの調査結果を踏まえ、認証サービスの品質向上と、公正な認証活動の徹底に取り組んでいくこととしている。

また、定期的に送信している「エコマーク広報」に加え、エコマーク事業の年次活動報告を作成し、6 月に認定取得事業者の担当者 1,858 名に送付した。

4)グリーン・ウォッシュへの対応

エコマークウェブサイトにて、グリーン・ウォッシュ防止のために事業者などが留意すべき点として、2026 年 3 月に約 13 年ぶりに大幅改定が実施された環境省『環境表示ガイドライン』の紹介や、第三者認証のエコマークを活用して自己宣言による環境主張の信頼性を高める方法などの情報を掲載したウェブページを新設したほか、エコマーク認定取得事業者様向けの実務対応ガイド「グリーン・ウォッシュ規制について」を公開した。

また、前述のエコマーク実務セミナーにて、上記「環境表示ガイドライン」の内容を中心に、正しい環境表示と環境情報の発信によるグリーンウォッシュ・リスクの回避などについて解説した。

5)ISO 14020 シリーズ改訂への対応

エコマークは、国際標準化機構の規格 ISO 14020(製品の環境表示及びプログラム－原則と一般要求事項)および ISO 14024(製品の環境表示及びプログラムーエコラベル)に則って運営されている。直近の規格改訂(ISO 14020:2022 年発行、ISO 14024:2026 年 6 月発行)に伴い、既存のエコマーク認定スキームへの影響を分析した結果、影響は極めて軽微であることが確認され、必要な対応を速やかに完了した。また、今回の改訂では、これまで広く用いられ、認知されてきた「タイプⅠ・Ⅱ・Ⅲ環境ラベル」の用語が廃止され、一般名称として使われることもある「エコラベル」の呼称は、ISO 14024(旧タイプⅠ)準拠のみを指すこととなった。これを受け、エコマーク事務局では日本で唯一の「エコラベル」としての認知向上に向け、新たな広報展開の準備を進めている。

また、エコマーク事務局は、ISO 14020 シリーズの JIS(日本産業規格)化に向けた委員会

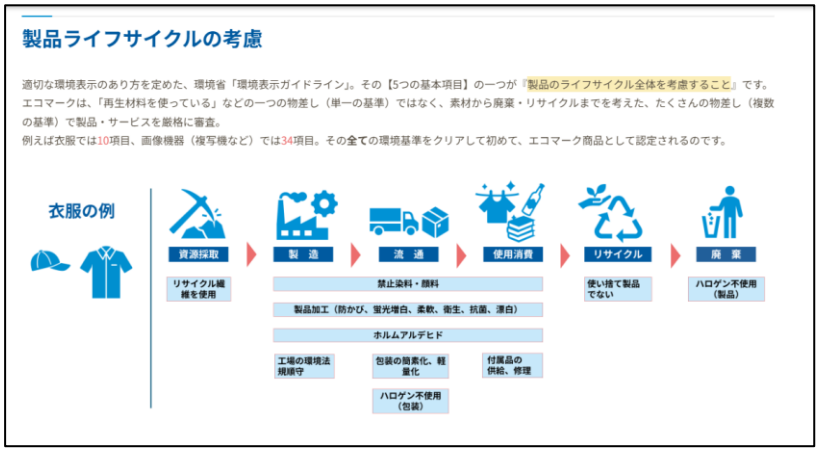
にも参画しており、環境ラベルの当事者として国内における規格整備にも貢献している。

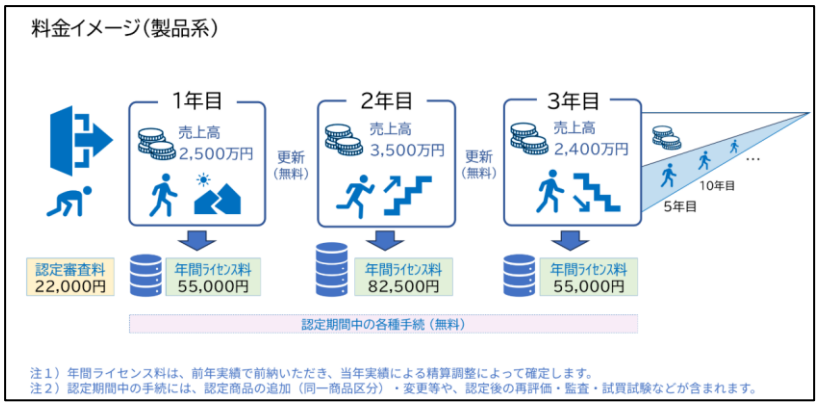
3.2 消費者への情報提供の強化

1)新ブランドコンセプト“Try ecologue.”の展開

本年度前期は、“Try ecologue.”を核としたリブランディング戦略の一環として、ウェブサイトの文字主体のレイアウトを見直し、視覚的要素(インフォグラフィック)に置き換えることで、直感的に読み解ける構成を目指した。

【インフォグラフィックの例】





2)エコマークの「信頼性」の訴求

前記 3.1 4)のとおり、グリーン・ウォッシュ防止のために事業者などが留意すべき点をまとめた、インフォグラフィックを活用した新規ウェブページを公開した。

3)SNS 等のオンラインツールを通じた消費者とのコミュニケーション強化

近年、普及が進む生成 AI による情報収集・分析での参照性を高めることを念頭に、以下のページを追加または刷新した。

表 4.ウェブサイトの主な更新内容

ウェブページ	追加・刷新の内容
エコマークとは	・製品ライフサイクルの説明を更新し、インフォグラフィックを追加
認定取得メリット	・グリーン調達とエコマークの説明を整理し、インフォグラフィックを追加 ・グリーン・ウォッシュへの対応についてのページを追加
料金案内	・年間ライセンス料が決定する仕組みの説明の主要部分を、インフォグラフィックに置き換え
EC サイトデータ	・EC サイト連携の流れの説明ページを刷新し、インフォグラフィックを追加 ・EC サイトデータ連携への登録方法に関する新規ページを追加。併せて、連携事業者（EC サイト）向け情報を追加。
Eco Mark Application	・海外からの認定取得および国内企業が海外からの各種証明書入手のため、英語による申請案内と申請書類を整理・更新

また、エコマークの広報活動を広く発信・周知するための「普及活動報告」コーナーにて、セミナー実施や国際会議参加の報告をタイムリーに紹介している。本年度はセミナーと認定授与式の様子を中心に、8 月末までに 9 件の報告を掲載した。

SNS は、従来から使用している X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook を用いて発信の頻度を高め、より幅広いステークホルダーに向けた情報発信に努めている。

メールマガジン「エコマーク広報」を月 1 回、配信している（緊急性が高い情報やお知らせは随時配信）。2026 年 8 月現在の登録数は、認定企業担当者を中心に 2,357 人である。新規認定取得企業の担当者および担当者変更により新たにエコマーク業務に就いた担当者には、エコマーク情報の入手方法などを掲載したメールを発信している（約 20 人/月）。

4）エコマーク商品情報データの活用拡大

ウェブ通販や情報サイトを運営する事業者などとの連携・協働に引き続き取り組み、電子商取引市場におけるエコマークの活用を促進する。JAN コードや認定情報（会社名、認定番号、品番名など）のデータを提供しているウェブ・カタログ通販事業者は、計 11 社 13 サイトである。連携事業者の拡大のため、ウェブサイトでの EC サイト連携特設ページにて、連携事業者向けの情報を拡充した。連携サイトの中には、エコマーク認定商品とわかりやすくなるようにマークの表示を進めるサイトもあり、連携・協働により EC 市場での正確な情報によるエコマークの表示が着実に広がっている。

［データ提供先］
アスクル株式会社、アズワン株式会社、アマゾンジャパン合同会社、株式会社カウネット、
株式会社カカクコム（価格.com）、株式会社仙台銘板、株式会社ナビタイム、白銅株式会社、
プラス株式会社ジョインテックスカンパニー、株式会社 MonotaRO（モノタロウ）、
ロイヤルホームセンター株式会社

5）公共調達におけるエコマーク活用の推進

エコマークを活用した効率的な調達実務の推進等を目的として、グリーン購入法とエコマークとの関係を説明するウェブページを公開している。

4 月 9 日には、グリーン購入ネットワーク（GPN）が開催するグリーン購入法基本方針改定内容の解説セミナーにエコマークスタッフが登壇し、グリーン購入法とエコマーク制度の関係性、

調達実務におけるエコマークの活用方法などを解説した。

6)外部での講演・寄稿など

講演、寄稿などの依頼を普及に好適な機会と捉え、対応に努めている。

表 5.2026 年度の講演、寄稿の実績

1	（寄稿）廃棄物資源循環学会誌 Vol.37 No.2（2026 年 5 月）	
	題名	エコマークにおけるマスバランス方式の取り扱いと今後の展開
	内容	エコマークにおけるマスバランス方式の取り扱いと基準項目の詳細、現在検討中のケミカルリサイクルの認定基準について紹介
2	（講演）日本不織布協会 「フィルター、衛生・メディカル部会　分科会」	
	題名	「エコマークの認定取得について　-エコマーク制度とその活用-」
	内容	エコマーク制度の概要と繊維製品を中心としたエコマークの活用の紹介

3.3 ステークホルダーとのコミュニケーション強化

1)「エコマークアワード」の実施

2010 年度にスタートした表彰制度「エコマークアワード」を本年度も実施する。17 回目となる今年は、5 月 18 日から 7 月 17 日にて募集を行い、期間中オンラインでの応募説明会を実施した。応募のあった団体から「最優秀賞」・「優秀賞」が選ばれるほか、最近の 2 年間（2025、2026 年度）に認定された 400 点以上のエコマーク認定商品の中から、特に環境性能や先進性、エコフレンドリーデザインなどが優れた商品に「ベストプロダクト」が授与される。選考は 8 月に行い、11 月の受賞者公表以降に受賞者を訪問して表彰を行う予定である。

2)多様な主体との連携・協働による情報発信

①東海三県一市グリーン購入キャンペーン

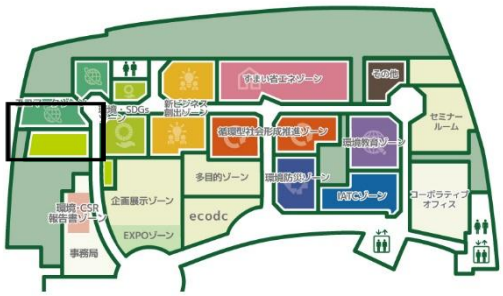
2004 年度より「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」に協賛、2009 年度から実行委員として参画している。本キャンペーンでは、グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）の広域連携で、行政・団体・事業者の協働により消費者に対する啓発キャンペーンを実施している。本年度は SNS の活用、啓発物品の作成などによる広報の強化を図り、2027 年 1 月の実施に向けて準備を進めている。

②常設展示場　おおさか ATC「エコマークゾーン」への共同出展

エコマークゾーンは、おおさか ATC グリーンエコプラザの一角を占め、エコマーク制度や環境への取り組みに関するパネルなどを展示する常設展示場である。エコマーク事務局による企画展示のほか、下記の展示協力団体の協力を得て、幅広いエコマーク認定商品を展示している。エコプラザ全体を ATC 事務局の常駐スタッフが巡回しており、来場者への案内・説明などにあたっている。

展示協力団体（五十音順） 大阪タオル工業組合、全国魔法瓶工業組合、株式会社タカラトミー、株式会社ダスキン、 株式会社帝国ホテル、日本化学繊維協会、（一社）日本建材住宅設備産業協会 WPRC 部会、 （一社）日本消火器工業会、（一社）日本時計協会、日本バイオプラスチック協会、 （一社）日本有機資源協会、株式会社レゾナック

【エコマークゾーン概要】
（場所）大阪市住之江区南港北 2-1-10ATC アジア太平洋トレードセンタービル ITM 棟 11 階西側
（面積）350m²（おおさか ATC グリーンエコプラザは総面積約 4,500m²）
（開館時間）10:00～17:00
（休館日）月曜日・年末年始（土日祝日も開館）



3）外部委員会委員などの活動

複数の職員が外部委員会委員などに就任し活動している。本年度の主な活動は以下のとおりである。

環境省 特定調達品目検討会
環境省 グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会
バイオマスマーク運営委員会
第 22 回日本 LCA 学会研究発表会実行委員
ISO/TC207/SC3 及び SC5 対応国内委員会
JIS Q 14020 シリーズ原案作成委員会・分科会
日本化学繊維協会 環境配慮型繊維製品に関する国際標準開発委員会

4. 信頼性の堅持

2023 年度より、エコマーク制度および認定商品の信頼性の向上を目的に、エコマーク使用基本契約書第 15 条に基づいて、認定から一定期間（2023 年 1 月以降に認定となった製品にあっては認定日から 5 年）を経過したエコマーク商品に対し、①現地監査、②書面による報告徴収、③基準適合試験（試買テスト）のいずれかの方法でサーベイランス（再評価）を実施している。

4.1 サーベイランス（再評価）

1）現地監査の実施

毎年度、エコマーク使用契約者を対象として任意抽出し、事務所や工場への立入または、ウェブ会議システムを活用したリモートによる現地監査を実施し、認定商品の製造・出荷、適正なマーク表示の確認などを行っている。本年度は、8 月 31 日までに 16 件の監査を実施した。実施にあたっては、書面による報告徴収などの他の信頼性確保の方策と連携し、各方策が円滑に行われるよう配慮している。本年度は、サービス系商品類型や工場などへ重点的に実施する計画としており、エコマーク認定商品の信頼性確保およびエコマーク使用契約者とのコミュニケーションを図っている。

2）書面による報告徴収

2026 年 4 月から 8 月の 5 カ月間で、エコマーク商品（製品・サービス）のうち、66 社（73 ライセンス）について書面による報告徴収を依頼した。このうち、55 社（62 ライセンス）については再評価を完了し、認定商品の適合性を確認した（完了率 85%、残りは適合性を確認中）。なお、当初の認定要件からの変更が確認された 4 社（4 ライセンス）については、再評価と併せてエコマーク商品変更申請の手続きを要請し、変更点の是正を完了した。

また、本年度から、サービス類型についても対象となる商品類型を本格的に拡大し、書面による報告徴収を実施している（上記のうち 7 社・7 ライセンス）。ただし、No.503「ホテル・旅館 Version2」の認定施設（3 社・3 ライセンス）については、Travalyst のサステナビリティ認証制度として承認されているため、書面による報告徴収に加え、リモート監査によるサーベイランスを実施した。

3）試験による基準適合の確認

毎年度、エコマーク認定商品のなかから任意抽出して外部機関に試験を依頼し、試験結果を解析して認定基準に適合しているかを検証している。試験項目以外の認定基準への適合性についても書面による確認のうえ再評価を行う。本年度は 20 件の試験調査を計画し、前期は試験調査を実施するための準備を進めた。

4.2その他の信頼性確保の方策

1）年1回の基準適合状況の確認

使用契約中の全エコマーク認定商品の基準への適合状況（原材料、製造工程など仕様変更などの有無）を年1回、書面にて確認している。

2)苦情相談窓口を通じた情報提供

認証活動に係る苦情・異議申立を受け付けており、本年度は、8 月 31 日までに 1 件の異議申立を受理した。異議申立の内容を確認・検討し、手順に則って対応を行った。

3)不正使用対応

2026 年 4 月 1 日～8 月 31 日(事案の把握日ベース)までに 3 件あり、内訳は無断使用 2 件(1 件は疑い)、不適正使用 1 件であった。

表 6.不正使用対応の状況　　(2026 年 4 月 1 日～8 月 31 日)

No	区分	種別	状況
1	無断	業務用製品	認定品と同じ組成の別商品にエコマークの無断使用を行っていたもの。表示状況を調査し、ただちに是正した。
2	不適正	機器	エコマーク認定基準に要求する事項を満たしていない部品の使用があったもの。状況を調査し、ただちに是正した。
3	無断	繊維製品	エコマーク非認定商品にエコマーク表示を行っていると推定されるもの。現在、状況を調査しており、必要に応じて是正などの措置を講じる。

5. 環境ラベリングに係る国際協力

5.1 海外環境ラベル機関とエコマークの相互認証の推進

1)日中韓三カ国環境ラベル機関との相互認証

「エコマーク」　　運営：公益財団法人日本環境協会（JEA）
「中国環境ラベル」運営：中環連合（北京）環境認証センター有限公司（CEC）
「韓国環境ラベル」運営：韓国環境産業技術院（KEITI）

①日中韓三カ国環境ラベル機関の相互認証

相互認証は、同じカテゴリで設定された認定基準について共通基準項目を設定し、その共通基準項目の審査についてはエコマークでの審査結果を援用することができる制度である。日中韓の環境ラベル機関は、2005 年の第 5 回日中韓環境産業円卓会議において、三カ国の環境ラベル基準の調和化をはかり相互認証を推進していくことで合意し、2007 年に「パーソナルコンピュータ（PC）」に関する共通基準の合意書を締結して以降、毎年、対象品目を拡大している。2026 年度は、「建築用防水材（No.126「塗料、F 建築用塗料」、No.137「建築製品（外装・外構工事関係用資材）、A-1. ルーフィング」、No.137「建築製品（材料系の資材）、分類 C-1.左官材」）」の共通基準項目の設定について、2026 年 9 月 17～18 日の日中韓環境ラベル実務者会議（韓国・ソウル）にて議論を行い、基本合意に至った。

②韓国環境ラベルとの相互認証

韓国環境ラベルとは 2010 年から相互認証を実施しており、特に複合機（MFD）分野において多くの活用実績がある。本相互認証の枠組みを利用して韓国環境ラベルを取得するための「エコマーク認定確認書」を発行した機種は、2025 年 8 月時点で 1,000 機種を超えて以降も順調に増加し、2026 年 9 月時点で 1,106 機種に達した。このことは、本相互認証の枠組みが安定的かつ継続的に事業者に活用されていることを示しており、二国間の連携における重要な基盤となっている。

③三カ国実務者会議

2026 年度の日中韓環境ラベル実務者会議は、①のとおり開催され、「建築用防水材」の共通基準項目の設定のほか、三カ国のエコラベル制度の最新動向、中国のカーボンラベル及び EPD 制度の動向、韓国が新たに策定するケミカルリサイクル基準について情報交換を行った。また近年、欧州を中心に規制が強化されているグリーン・ウォッシュについて、本年3月に改訂した日本の「環境表示ガイドライン」について情報提供し、意見交換を行った。

2)シンガポールグリーンラベルとの相互認証

2025 年 8 月に、シンガポールグリーンラベルを運営するシンガポール環境協議会と複写機・プリンタなどの画像機器基準の派生機における共通基準に関する覚書を締結して以降、同相互認証の活用が急増している。締結前は 20 機種であった活用機種数が、締結後は 68 機種と 3 倍以上に増加した。なお、ここでいう派生機とは、エコマーク認定機種とは製品速度を除きほぼ同一であるが、海外市場専用（日本国内で販売されない）の機種をいう。そのため、日本のエコマークの取得要件（国内で販売されるもの）には合致しないため、これまで相互認証の対

象外となっていた。

3)台湾グリーンマークとの相互認証

台湾グリーンマークとの相互認証については、2004 年に基本合意書を締結して以降、具体的な運用方法や共通基準の設定方法等について、台湾環境発展財団(EDF)と検討を続けてきたところである。2025 年 9 月に台湾環境部および EDF の来日に合わせて協議を行い、同年 12 月 10 日、公益財団法人日本環境協会にて、台湾・グリーンマークのスキームオーナーである台湾環境部、その運営機関である EDF、およびエコマーク事務局の 3 者間で、相互認証推進に関する覚書の締結式を執り行った。本覚書をもとに、2026 年 7 月 24 日、オンラインによる相互認証協議を開催し、画像機器およびパーソナルコンピュータの共通基準の設定について基本合意に至った。この結果を受けて、同年 9 月 30 日に開催された台湾環境部主催の国際会議にて、両品目における共通基準に関する合意書を締結した。

4)その他の環境ラベル機関との相互認証

上記以外で相互認証を実施、または協議を行っている環境ラベル機関を表 7 に示す。

表 7.相互認証の実施または協議状況

国・ラベル名	実施状況(品目)	実績(件)
北欧ノルディックスワン	実施(MFD)	62
ニュージーランド環境チョイス	実施(MFD)	448
タイグリーンラベル	実施(MFD)	423
ドイツブルーエンジェル	実施(MFD)	4
台湾グリーンマーク	本年度より、運用開始に向け協議を再開	−

5.2 国際的な動向への対応

2024 年 6 月に発効した「不公正取引慣行に対する保護及びより良い情報提供を通じたグリーン移行のために消費者をエンパワーすることに関する指令(2024/825)」によって、「不公正取引慣行指令(2005/29/EC)」および「消費者権利指令(2011/83/EU)」が改正された。この改正により、企業と消費者間の取引における不公正な商行為を規制する一般法である「不公正取引慣行指令」は、「エコ」や「グリーン」などの曖昧な環境表現を禁止するとともに、認証制度または公的機関によって確立されていない持続可能性ラベルを表示することを、新たに不公正取引(ブラックリスト)に指定した。EU 加盟国は 2026 年 3 月 27 日までに同指令を国内法化し、9 月 27 日までに適用開始することを求められていたが、20 の加盟国で国内法化が完了していないとして、違反手続きが開始されるとの発表があった。このため、引き続き最新動向の情報収集に努めるとともに、国際ネットワークを活用して各国のエコラベル機関の動静を見極め、いかなる政策変更にも即応できるよう準備を進めている。

5.3 国際機関などとの協働

1)世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)

日本環境協会は GEN（Global Ecolabelling Network）の設立当初から、主メンバーとして参画し、トレジャラーおよび会計事務を担当している。本年度は、2026 年 4 月 13～14 日に春季役員会がベルギー・ブリュッセルにて開催されたほか、10 月にシンガポールで開催される役員会ならびに年次総会（AGM）に出席する予定である。

2026 年度 GEN 役員会の概要

【4月 13 日～14 日:ベルギー・ブリュッセルにて開催（エコマーク事務局はオンライン参加）】

出席機関
＜役員＞ ①グリーンプロ（インド）：インド工業連盟（CII）（議長） ②グリーンラベル（シンガポール）：シンガポール環境協議会（SEC）（副議長） ③EPEAT（北米）：Green Electronics Council（GEC） ④Green Crane（ウクライナ）：All Ukrainian NGO Living Planet ⑤中国環境ラベル（中国）：中環連合（北京）環境認証センター有限公司（CEC） ⑥Bra Miljöval（グッド環境チョイス）： Swedish Society for Nature Conservation（SSNC） ⑦グリーンラベル（香港）：香港グリーン協議会 ⑧エコロゴ（北米）：UL ⑨ブルーエンジェル（ドイツ）：ドイツ連邦環境・気候対策・自然保全・原子力安全省 （BMUKN） ＜トレジャラー＞ エコマーク（日本）：日本環境協会 ＜事務局＞ ①Ms. Kate Harris ②エコマーク（日本）：日本環境協会
主な議題
① 本年度 GEN AGM の議題/スケジュール ② 2025 年会計報告および 2026 年予算状況 ③ GEN2026 年度作業計画の進捗 ④ 各ワーキンググループの進捗確認 ⑤ GENICES（GEN エコラベル監査システム） ・改訂版 GENICES の運用方法 ・今後の実施予定 ⑥ GEN AGM に係る議論（開催場所、時期、内容） ⑦ 世界エコラベル・デーの活動予定

2）国連環境計画（UNEP）

UNEP が主導する「国連持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み（10YFP）」が採択している 6 つのプログラムの一つである、適切な環境情報をいかに効果的に消費者に伝達するかを目的とした「コンシューマ インフォメーション プログラム（CIP）」WG2 に参加している。WG2 は、環境ラベルを通した消費者情報の知見共有を主目的としており、UNEP がグローバルプラットフォームとして新しく立ち上げる「デジタル製品情報システム Digital Product Information Systems（DPIS）」など様々な情報交換を行っている。なお、本年度前期は、

Web 会議等は開催されなかった。

3）国際機関などによる途上国支援

環境省事業「令和 8 年度環境配慮型製品の国際展開促進に関する調査検討業務」を受託し、その仕様の一つとして昨年度に引き続き、スリランカに対するグリーン公共調達および環境ラベルに関する日本の知見共有、エコラベル・スリランカの基準策定支援などの技術協力を行う。さらに、本年度は新たにラオスを支援対象国として選定し、2024 年 12 月に立ち上がったばかりの、ラオス・グリーンラベル制度の基準策定支援を中心とした技術支援を行うこととしている。

6. エコマーク事業に係る委員会活動

エコマーク制度の運営においては、5つの諮問委員会を設置し、事業を推進している。本年度の各委員会の活動状況および委員名簿を表 8 に示す。

表 8.エコマーク事業に係る各委員会の活動状況　　（2026 年 9 月 1 日現在）

委員会名	開催日時	主な議題
運営委員会	10 月 1 日	①2025 年度決算報告 ②2026 年度事業進捗状況
企画戦略委員会	－	
基準審議委員会	7 月 23 日	①エコマーク商品類型（認定基準）の部分的な改定
審査委員会	定例 （毎月 1 回）	認定申込審査
基準策定委員会	以下の通り	認定基準案の策定
ケミカルリサイクル（第 2 期）	①2/19 ②6/4 ③9/28 【全 3 回予定】	

①2026 年度「エコマーク運営委員会」委員名簿（五十音順）

氏名	所属・役職
有田　芳子	主婦連合会　参与・環境部長
伊坪　徳宏	早稲田大学　創造理工学部　環境資源工学科　教授
伊東　新之助	一般社団法人日本経済団体連合会　環境エネルギー本部主幹
上野　孝二	一般社団法人電子情報技術産業協会　グリーンイノベーション部専任部長
梅田　靖	東京大学大学院　工学系研究科　教授
大沼　章浩	一般社団法人全日本文具協会　専務理事
皆藤　寛	東京商工会議所　産業政策第二部　課長
片山　銘人	日本労働組合総連合会　社会政策局長
川江　心一	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン　自然保護室長
齋藤　潔	一般社団法人日本電機工業会　環境ビジネス部長
田中　太郎	株式会社日経 BP　日経 ESG 経営フォーラム事業部シニアプロデューサー
中本　純子	一般社団法人全国消費者団体連絡会　事務局
西尾　チヅル	筑波大学　副学長
西本　英一	日本チェーンストア協会　政策第三部部長
貫名　英一	一般社団法人日本オフィス家具協会　専務理事
林　祥一郎	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会　専務理事
平尾　禎秀	環境省大臣官房　環境経済課長
藤井　実	国立研究開発法人国立環境研究所　環境社会イノベーション室長
村嶋　二郎	独立行政法人国民生活センター　商品テスト部企画管理課課長補佐
安　光晴	コープデリ生活協同組合連合会　コミュニケーション・サステナビリティ推進統括部長
柳　憲一郎	明治大学　名誉教授

（以上 21 名、敬称略）

②2026 年度「エコマーク企画戦略委員会」委員名簿（五十音順）

氏　名	所　属・役　職
新良貴　泰夫	日本生活協同組合連合会　組織推進本部社会・地域活動推進部 サステナビリティ推進グループ　グループマネージャー
錫木　圭一郎	消費生活アドバイザー/専門統計調査士
田原　聖隆	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門　IDEA ラボ　ラボ長
中村　文香	環境省　大臣官房　環境経済課　課長補佐
西尾　チヅル	筑波大学　副学長
橋本　征二	立命館大学　理工学部　環境都市工学科　教授
深津　学治	グリーン購入ネットワーク事務局　事務局長
村嶋　二郎	独立行政法人国民生活センター　商品テスト部　企画管理課　課長補佐

（以上 8 名、敬称略）

③2026 年度「エコマーク基準審議委員会」委員名簿（五十音順）

氏名	所属・役職
伊坪　徳宏	早稲田大学　創造理工学部　環境資源工学科　教授
桑　詩野	独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター　計画課戦略企画室　室長
醍醐　市朗	国立大学法人東京大学　先端科学技術研究センター　教授
田原　聖隆	国立研究開発法人産業技術総合研究所 安全科学研究部門　IDEA ラボ　ラボ長
塚田　泰久	東京都　環境局　資源循環推進部　資源循環推進専門課長
恒見　清孝	国立研究開発法人産業技術総合研究所 エネルギー・環境領域 安全科学研究部門　副研究部門長
中村　文香	環境省　大臣官房　環境経済課　課長補佐
根村　玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会　委員長
山口　庸子	共立女子大学・共立女子短期大学　副学長 共立女子短期大学　生活科学科　教授

（以上 9 名、敬称略）

なお、「エコマーク基準策定委員会」および「エコマーク審査委員会」委員名簿は非公表扱い。

以上

別表. 商品類型別　ライセンス数の変化

番号	類型名	ライセンス数					
		2022	2023	2024	2025	2026.9.1	増減
101	かばん・スーツケース V1	69	58	56	57	56	-1
102	印刷インキ V2	116	115	114	109	107	-2
103	衣服 V3	217	229	238	246	246	0
104	家庭用繊維製品 V3	269	296	297	301	300	-1
105	工業用繊維製品 V3	144	145	150	150	147	-3
106	情報用紙 V3	10	9	8	8	8	0
107	印刷用紙 V3	12	12	10	10	10	0
108	衛生用紙 V2	77	75	75	71	71	0
109	タイル・ブロック V2	95	95	91	86	83	-3
110	生分解性潤滑油 V2	123	124	126	125	123	-2
111	木材などを使用したボード V2	19	17	17	17	17	0
112	文具・事務用品 V2	694	698	697	702	680	-22
113	包装用紙 V3	1	1	1	1	1	0
114	紙製の包装用材 V2	31	28	26	25	25	0
115	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 V2	62	62	59	56	47	-9
118	プラスチック製品 V2	268	275	285	297	291	-6
119	パーソナルコンピュータ V3	18	19	19	19	15	-4
120	紙製の印刷物 V2	7	7	6	6	5	-1
121	リターナブル容器・包装資材 V2	17	17	16	16	15	-1
123	建築製品(内装工事関係用資材)V2	113	125	125	124	124	0
124	ガラス製品 V2	6	6	6	5	5	-1
125	生ごみ処理機 V1	8	8	8	7	7	-1
126	塗料 V2	20	20	18	17	17	-1
127	消火器 V2	43	44	42	42	42	0
128	日用品 V1	334	357	373	370	373	3
129	廃食用油再生せっけん V1	13	10	9	9	9	0
130	家具 V2	21	22	22	22	24	2
131	土木製品 V1	186	186	185	180	176	-4
132	トナーカートリッジ V2	39	45	49	51	54	3
133	デジタル印刷機 V1	32	32	32	33	36	3
134	時計 V1	17	17	17	16	16	0
135	太陽電池を使用した製品 V1	14	14	14	14	14	0
136	リユース製品 V1	3	3	3	3	1	-2
137	建築製品(外装・外構工事関係用資材)V1	31	33	33	33	34	1
138	建築製品(材料系の資材)　V1	36	38	42	44	45	1
139	建築製品(設備)　V1	21	21	5	5	5	0
140	飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 V1	379	528	616	763	796	33
141	生分解性プラスチック製品 V1	2	2	2	2	2	0
142	インクカートリッジ V2	140	147	162	177	182	5
143	靴・履物 V1	7	6	6	6	6	0
144	革製衣料品・手袋・ベルト V1	0	0	0	0	0	0
145	プロジェクタ V2	95	104	111	123	124	1
146	まほうびん V1	13	12	12	12	12	0
147	損害保険 V1	10	10	10	10	10	0
148	楽器 V1.0	2	2	2	2	2	0
149	BD/DVD レコーダー・プレーヤーV1	16	16	0	0	0	0
150	電球型 LED ランプ(A 形)V1	2	2	2	2	2	0
151	浄化槽 V1	2	2	2	3	3	0
152	テレビ V1	38	38	0	0	0	0

番号	類型名	ライセンス数					
		2022	2023	2024	2025	2026.9.1	増減
153	乳幼児用品 V1	6	6	0	0	0	0
154	太陽熱利用システム V1	1	1	1	1	1	0
155	複写機・プリンタなどの画像機器 V1	644	719	736	776	788	12
156	便器などの衛生器具 V1	0	0	0	0	0	0
157	給水栓 V1	0	0	0	0	0	0
158	節水器具 V1	8	8	8	8	8	0
159	サーバ類 V1	0	0	0	0	0	0
160	廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料 V1	12	14	16	17	17	0
161	シュレッダーV1	0	0	0	0	0	0
162	ラミネータ V1	6	6	6	6	6	0
163	ノンフロン加煙試験器 V1	2	2	2	2	2	0
164	海洋プラスチックごみを再生利用した製品 V1	4	7	8	8	9	1
165	合成燃料 V1		0	1	1	1	0
166	スマートフォン・携帯電話 V1				2	4	2
167	清掃用資材 V1				20	30	10
168	使用済紙おむつを再生利用した製品 V1				0	1	1
169	モバイルバッテリーV1					2	2
170	温水器 V1					0	0
501	小売店舗 V2	80	88	89	89	88	-1
503	ホテル・旅館 V2	30	32	39	42	43	1
504	プラ製容器包装リサイクルによるアンモニア製造プロセス V1	1	1	1	1	1	0
505	飲食店 V1	8	9	8	13	13	0
506	機密文書処理サービス V1	4	4	4	4	4	0
507	電力プラン V1	1	1	1	1	1	0
508	シェアリングサービス V1	0	0	0	0	0	0
509	商業施設 V1	3	4	5	6	8	2
510	清掃サービス V1	9	15	18	20	20	0
511	テイクアウト・デリバリー店舗 V1	0	0	0	0	0	0
512	美容室 V1	1	1	1	1	1	0
513	ケミカルリサイクルプロセスによる廃棄物等の化学原料化プラントおよびその化学製品 V1				0	0	0
514	空港ラウンジ V1				1	2	1
	合計	**4,715**	**5,050**	**5,143**	**5,396**	**5,418**	